

(要項乙 8月受審希望者用 1級実科アンダーライン追加)

令和2年8月15日  
(一財)千葉県剣道連盟居合道部  
部長 青木 薫 弘

支部長各位

## 段級位審査会(五段以下)開催のお知らせ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は千葉県居合道部の活動に、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件を下記の通り開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、会員の皆様にお知らせいただき、多数受審されますようお願い申し上げます。

### 記

1日 時

令和2年9月22日(祝火) 13時00分より受け付け

2場 所

千葉県武道館 第一道場

千葉市稲毛区天台町323 Tel.043-251-1281

3日 程

- (1) 13:00～13:30 受け付け
- (2) 13:30～13:45 開会式
- (3) 13:45～14:15 学科審査、各自準備運動
- (4) 14:15～ 実技審査
- (5) 審査終了後 合格発表、登録手続き

4 受審資格

千葉県剣道連盟居合道部の会員で本年度県会費(令和2年4月～令和3年3月)を納入し  
てあること、更に以下の者。

- (1) 1級 各支部会員で、県の会員であること。
- (2) 初段 1級審査に合格し、登録後3ヶ月以上経過した者。
- (3) 2段 初段審査に合格し、1年以上経過した者。
- (4) 3段 2段審査に合格し、2年以上経過した者。
- (5) 4段 3段審査に合格し、3年以上経過した者。
- (6) 5段 4段審査に合格し、4年以上経過した者。

5 審査科目

- (1) 実科指定技(当日発表、座れない場合は、その技を立て行ってもよい。)
  - ① 1級は、全剣連居合1本目から5本目までの5本を行う。
  - ② 初段、2段は全剣連居合1本目から7本目までの内5本を行う。
  - ③ 3段は、全剣連居合1本目から10本目までの内5本を行う。
  - ④ 4段、5段は古流1本、全剣連居合12本の内4本を行う。
- (2) 学科試験問題(解答は、封筒に入れて受付時提出。指定の用紙に黒色ボールペンで自筆にて書く。紙面が不足する時は、2枚にせず裏面に渡って書く。受審番号は受付後記入。封筒表にも受付番号、氏名を明記)。

- 初段 ①居合道を始めた動機について述べなさい。  
 ②居合道で礼儀を大切に理由について述べなさい。
- 二段 ①居合道修行の目的について述べなさい。  
 ②全剣連居合12本の「要義」を書きなさい。
- 三段 ①居合道の基本の重要性について述べなさい。  
 ②居合道の技における序破急について述べなさい。
- 四段 ①初心者指導上の留意点について述べなさい。  
 ②日本剣道形の「五つの構え」を説明しなさい。
- 五段 ①居合道指導者としての心得を述べなさい。  
 ②気剣体一致について述べなさい。

## 6 申込方法

(1) 申込期日 令和2年9月1日(火) 必着のこと。

(2) 申込先 県居合道部事務局

(3) 申込方式

別添指定の申込用紙(申込書・名簿)を使用し、審査料を添えて申し込む。

- ①前段取得年月日を正確に記入のこと。  
 ②受審段位の低い順、かつ生年月日の若い順、さらに男子、女子の順に記入のこと。  
 ③外国籍の者で、日本に在住しない者は全剣連証書の写し(A4に縮小)、及び在籍国剣道連盟の受審許可証も必ず提出。  
 ④締切日以後の取り止めの返金は致しません。  
 ⑤審査料は銀行振り込み、  
 (みずほ銀行 稲毛支店 336-4433998)  
 現金書留郵便、又は直接事務局(050-1370-6635)へ。  
 ⑥申し込み欄がせまい時は、欄外へ大書のこと。

## 7 審査料及び登録料(登録料は合格した時の参考、登録料は70歳以上は半額)

段級位	審査料	登録料	合計
1級	2,000円	1,500円	3,500円
初段	4,000円	6,000円	10,000円
2段	5,000円	8,000円	13,000円
3段	6,000円	10,000円	16,000円
4段	10,000円	14,000円	24,000円
5段	12,000円	20,000円	32,000円

千葉県剣道連盟平成9年4月改正(22年一部改正)

## 8 その他

- (1) 受付時、講習手帳・学科審査答案、提出。(講習手帳は過去の講習会出席回数を数えます。前回受審から手帳を更新されている場合は両方提出。今回は押印しません。)
- (2) 審査前講習は実施しません。 各自準備運動を十分行って下さい。
- (3) 合格発表は全ての審査終了後。
- (4) 登録料は釣銭のないようにお願いします。
- (5) 目釘の点検、怪我の予防には、各自十分ご注意下さい。
- (6) 非常口等避難経路は、各自確認しておいて下さい。